

I-3-4. 介護サービスにおける新型コロナウイルス感染症対策

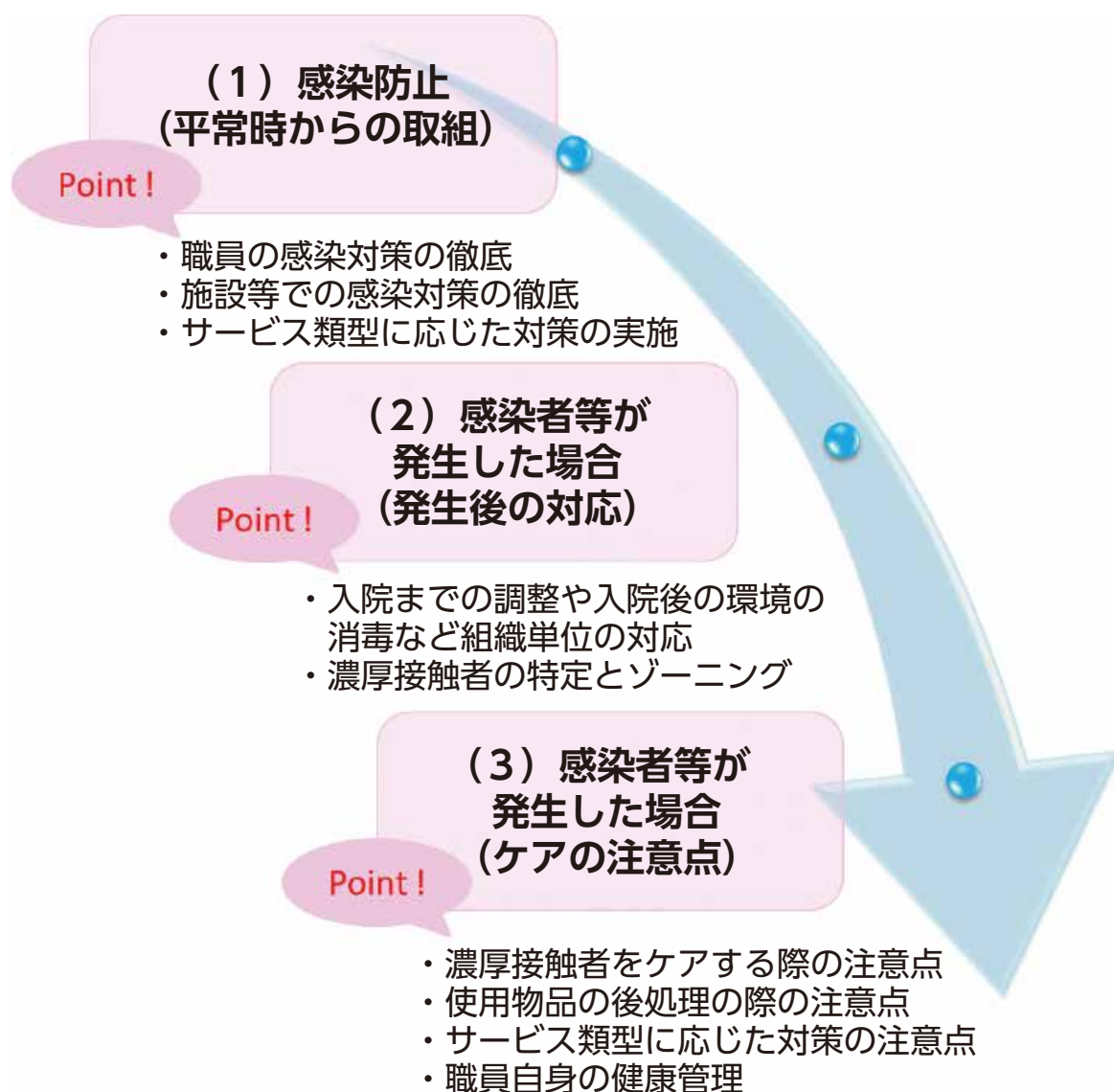
新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための対応

新型コロナウイルスの感染予防のために必要なことは、「I-1. 新型コロナウイルス感染症とは」で説明しましたが、流行時には、基本的な対応に加え、感染防止（予防）から感染者が発生した際の対応まで実践ができるよう把握しておくことが必要です。

新型コロナウイルスの感染経路は飛沫感染、接触感染となり、標準予防策（スタンダード・プリコーション）に加えて必要に応じて飛沫感染・接触感染予防を行うことが重要です。

また、施設系、通所系、訪問系の各サービス類型において、サービス特性を踏まえた対応も求められます。本項では、感染防止（予防）から発生時の対応までを時系列（図13）で説明していきます。

図13 感染防止（予防）から発生時の対応のポイント



(1) 感染防止（予防）に向けた日頃からの取組

【標記の説明】

全てのサービスにおいて該当する内容：**全サービス**

サービス類型に応じた対応が求められる内容：**施設系**

通所系

訪問系

● 職員・利用者ともに感染対策を徹底 **全サービス**

ウイルスはどこにいるかわかりません。介護職員は利用者の心身の介護をするため、密接に利用者に関わります。このため、介護における以下の標準予防策（スタンダード・プリコーション）について、職員・利用者ともに徹底することが重要です。

- ・マスクの着用を含む咳エチケット
- ・ケア提供前後や何かに触れた際の手指衛生
- ・清掃を徹底し、共有物（手すり等）については必要に応じて消毒
- ・発熱が認められる利用者ケアを行う場合（通所系では利用を控えてもらいます）には、エプロンを着用の上、必要時には手袋を着用し実施

手袋やエプロンの着用は利用者にも求めものではありませんが、手指衛生やマスクの着用は、飛沫・接触感染予防の観点から、利用者にも行ってもらう必要があります。また、職員は1人の利用者に触れたり、ケアを提供したりする前後の「1ケア1手洗い」が重要です。咳込みの多い利用者等のケアを行う時は、職員がフェイスガードやゴーグルを装着することも考慮されます。

施設系・通所系の留意点（面会及び施設への立ち入り）

- ・面会は、緊急やむを得ない場合を除き、制限します。面会の代替方法として、テレビ電話等を活用したオンライン面会も検討します。
- ・委託業者等についても、物品の受け渡し等は玄関など施設の限られた場所で行うことが望ましく、施設内に立ち入る場合については、体温を計測してもらい、発熱が認められる場合には入館を断ります。
- ・面会者や業者等、施設内に出入りした者の氏名・来訪日時・連絡先について、積極的疫学調査への協力が可能となるよう記録をしておきます。

訪問系の留意点（発熱者の対応）

- ・発熱者に対応する場合、保健所とよく相談した上で、居宅介護支援事業所等と連携し、サービスの必要性を再度検討の上、感染防止策を徹底させてサービスの提供を継続します。

- ・ サービスを提供する職員のうち、基礎疾患を有する職員・妊婦等は、感染した際に重篤化するおそれが高いため、勤務上の配慮を行います。
- ・ サービスの提供に当たっては、サービス提供前後における手洗い、マスクの着用、エプロンの着用、必要時の手袋の着用、咳エチケットの徹底を行うと同時に、事業所内でもマスクを着用する等、感染機会を減らすための工夫を行います。
- ・ 可能な限り担当職員を分ける、最後に訪問する等の対応を行います。

● 職員・利用者の健康管理を徹底 全サービス

感染の疑いについて、より早期に把握ができるよう努めることが重要です。サービス提供に際し、日頃からの利用者の検温等による健康状態の確認に加え、「いつもよりぐったりしている」、「何か様子が変わる」等、状態の変化に注意することも重要です。

<職員の健康管理>

- ・ 職員は出勤前に体温を計測し、発熱等の症状が認められる場合には出勤を行わないようにします。
- ・ 職場の休憩所や職場外でも、換気が悪い空間に集団で集まることを避けましょう。食事を摂る等の際には、できるだけ2m以上離れて座る、向かい合わせにならないように1つずつ席をずらして座る等の工夫を徹底しましょう。(図14職員の健康管理や感染対策のポイントを参照)

<利用者の健康管理>

通所系の留意点 (送迎時等の対応)

- ・ 送迎車に乗る前に、本人・家族又は職員が本人の体温を計測し、発熱が認められる場合には、利用を断ります。
- ・ 送迎時には、窓を開ける等換気に留意し、送迎後に利用者の接触頻度が高い場所(手すり等)を消毒します。(図15送迎時の感染対策のポイントを参照)
- ・ 発熱により利用を断った利用者については、ケアマネジャーに情報提供の上、訪問介護等の提供が必要かを検討します。

通所系の留意点

- ・ 訪問し、サービス提供前に本人の体温を計測します。発熱が認められる場合には、「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」を踏まえた相談及び受診を行うよう利用者へと説明を行い、促します。

【相談・受診の目安】

少なくとも以下のいずれかに該当する場合は対象となります。これらに該当しない場合の相談も可能です。

- ・ 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- ・ 重症化しやすい方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
- ・ 上記以外の方で、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合

（症状が4日以上続く場合は必ず相談しましょう。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。）

（出典：厚生労働省ホームページ「国民の皆さまへ（新型コロナウイルス感染症）」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00094.html）

図14 職員の健康管理や感染対策のポイント

① 家を出るまで



(ポイント)

- ・十分な睡眠、しっかりした食事
- ・精神的に追い詰められているときは相談
- ・出勤前に体温測定など、体調チェックを行い、症状があるときは出勤しない

② 通勤するとき



(ポイント)

- ・通勤と職場の服は分ける
- ・マスクを着けて、他の人と距離を取る
- ・つり革や手すりを触ったら自分の顔を触らない

③ 職場に着いたとき



(ポイント)

- ・はじめに手指衛生をする

④ 休憩時



(ポイント)

- ・2m以上の距離を取る
- ・複数箇所を開けて部屋の換気
- ・おしゃべりを控える

⑤ 職員共用設備を使うとき



(ポイント)

- ・みんなが触れる水道の蛇口やドアノブ、電気のスイッチなどを触った手で、目や鼻、口を触らない

⑥ 仕事が終わったら



(ポイント)

- ・3密を避けて楽しむ
- ・アルコールが入った場合には特に気をつける

(出典：厚生労働省「介護老人福祉施設(特養)のためのそうだったのか!感染対策(①外からウイルスをもちこまないために)」
https://www.youtube.com/watch?v=iobl4wSAXnA&list=PLMG33RKISnWj_HIGPFEBEiyWloHZGHxCo&index=10)

図15 送迎時の感染対策のポイント

① 送迎時



(ポイント)

- ・車内に3密の状態を作らない(例：座席をひとつ空ける、2回に分けた送迎等)
- ・乗車前に、利用者の手指消毒を行い、マスクを着用(マスクが困難な場合は、座席の間にシートをつける、フェイスシールドをつけてもらう)
- ・車内では声を発する機会を減らす
- ・複数の窓をあけ換気

② 利用者宅に戻った時



(ポイント)

- ・入口で、車いすのグリップやブレーキレバーの消毒
- ・利用者の手の消毒

③ 送迎終了後



(ポイント)

- ・複数の窓やドアをあけ換気
- ・手袋を着用し、消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム液などで、ハンドル、座席や手すり、ドアノブ、シートベルトの拭き掃除(拭き掃除の前後に、手洗いや手指消毒を実施)
- ・車外のドアノブは消毒できない場合があるので、触った後は手指消毒

(出典：厚生労働省「送迎の時のそうだったのか!感染対策」
https://www.youtube.com/playlist?list=PLMG33RKISnWj_HIGPFEBEiyWloHZGHxCo)

● レクリエーションやリハビリテーション等集団で 実施する際に「3つの密」を回避

施設系 通所系

レクリエーションやリハビリテーションは、利用者のADL(日常生活動作)維持等の観点から重要です。一方、感染拡大防止のため、「3つの密」(「換気が悪い密閉空間」、「多数が集まる密集場所」、「間近で会話や発声をする密接場面」)を避ける必要があります。このため、サービスの提供を維持するため、以下の対応をおこないます。

- ・可能な限り同じ時間帯、同じ場所での実施人数を減らします
- ・定期的に換気を行います
- ・互いに手を伸ばしたら手が届く範囲以上の距離を保ちます
- ・声を出す機会を少なくする内容を検討します
- ・声を出す機会が多い場合には咳エチケットに準じてマスクの着用を徹底します
- ・環境の清掃、共有物の消毒を徹底します
- ・職員、利用者ともに手指衛生の励行を徹底します
(図16 に事業所内でのポイントをまとめています。)

図16 レクリエーション等のポイント



- ・利用者同士でも距離を取れるよう、対面にならないよう、椅子を配置する等の工夫を行う
- ・複数箇所を開けて定期的に換気を行う
- ・レクリエーションで作った作品を自宅に持ち帰ってもらうか迷う場合には、日頃から利用者のご家族と事前に話し決めておく
- ・レクリエーションで作った作品を自宅に持ち帰った場合は、作品に触れた後に手指衛生をする

(出典:厚生労働省「送迎の時のそうだったのか!感染対策」

https://www.youtube.com/playlist?list=PLMG33RKISnWj_HIGPFEBEiyWloHZGHxCc)

● 積極的疫学調査への協力体制 全サービス

積極的疫学調査への円滑な協力が可能となるよう、

- ・症状出現後の接触者リスト
- ・ケア記録
- ・勤務表
- ・施設内に入出入りした者の記録

等の準備をしておきます。

I-3-4-1. ゾーニング

【入所系・通所系施設】

清潔な区域（清潔区域）とウイルスによって汚染されている区域（汚染区域）を区別することをゾーニングといい、感染拡大防止のために重要である。

感染者または濃厚接触者は、汚染区域でのみ生活し、支援者は極力清潔区域内で活動し、汚染区域に入る際は、必要な个人防护具を着用する。

一般的には清潔な区域をグリーンゾーン、汚染されている区域をレッドゾーンと呼ぶ。イエローゾーンは、レッドゾーンの前庭部分でその中でもできる限り个人防护具の着脱を行う場所を決めることが望ましいとされている。

【居宅】

感染者、感染が疑われる者あるいは濃厚接触者がいる居宅に訪問をする際、訪問者は他の利用者や事業所内にウイルスを持ち込まないことが重要である。そのためには訪問する居宅において感染予防のために个人防护具を着用する区域、个人防护具を脱いでよい区域を分けて感染対策を行う。

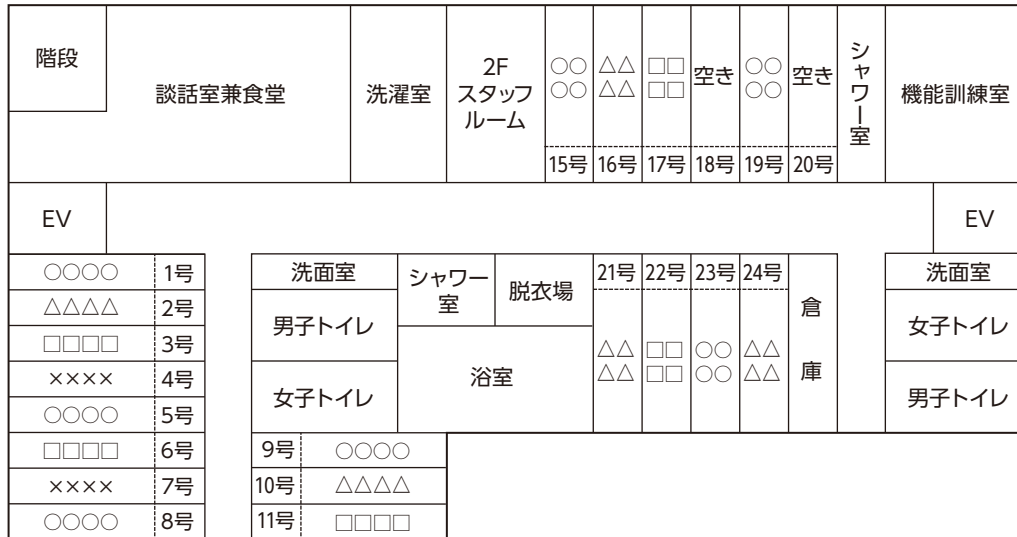
- 家庭内で区域をどのように考え分けているかを確認し、区域を分けて生活をしている場合は、それに準じて个人防护具を着脱し、全く区域を分けていない居宅では玄関から入った先は个人防护具が必要な区域と考える。
- 同居の家族等に対しては、厚生労働省からの家庭内での感染対策に関する情報を提供する。

● 施設でのシミュレーション訓練 (ゾーニング例)

感染者発生時のシミュレーション訓練用ゾーニング

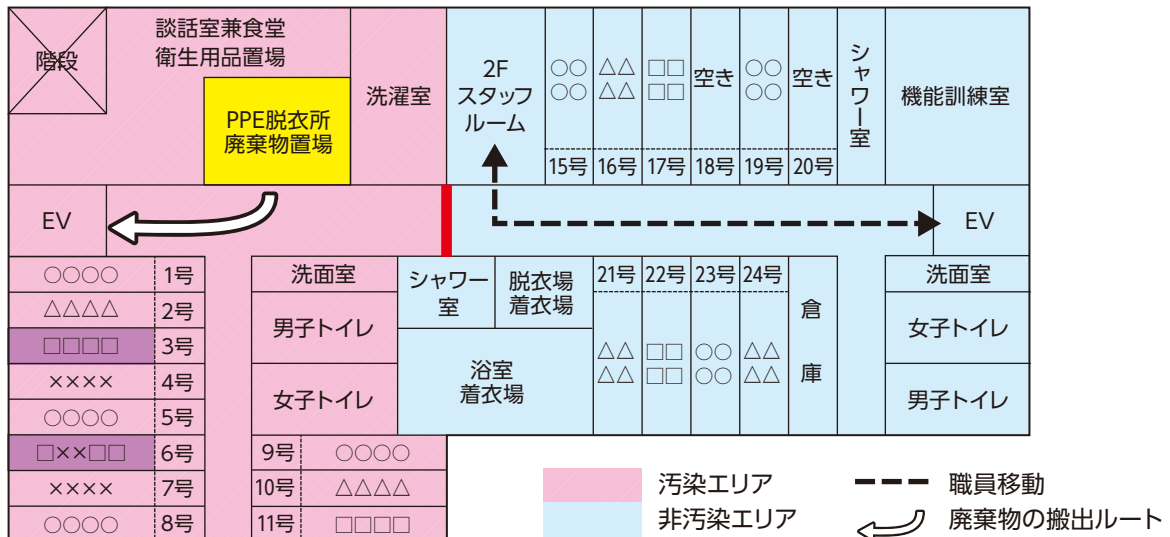
令和3年〇月〇日現在

2階



● 感染者の想定

- ・職員AがPCR検査の結果、陽性と判明
- ・3号室及び6号室の入居者が陽性 (入院先調整中)
- ・1～2号室、4～5号室、7～11号の入居者が濃厚接触者



- ① スタッフルームほか非汚染エリアは消毒を徹底する。
- ② 談話室兼食堂は使用しない。2階の浴室は使わない。
- ③ 談話室兼食堂にPPE脱衣所、脱衣手順書、ゴミ袋、姿見鏡、手指消毒用アルコール等を設置。
- ④ 境界には赤テープを貼付し、衝立を設置する。
- ⑤ 汚染エリアのEVは1F～3Fまですべて汚染エリアとして扱う。
汚染エリアの階段室は使わない。